

平成24年12月5日

平成24年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

平成24年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成24年12月5日(水)午前10時01分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	和 田 勝 弘	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人
都市整備部長	末 原 光 喜	教育委員会事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長	一 本 稔 明

教育次長	古谷 清	財政課長	相馬進祐
水道事業理事	岡本 茂	まちづくり戦略室副理事 兼企画担当課長	早野清隆
危機管理監	谷下泰久	まちづくり戦略室副理事 兼企業誘致担当課長	西 啓介
財政課長	相馬進祐	保険年金課長	岸本保裕

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山 鐵 男	議会事務局主幹	増田 明
--------	--------	---------	------

議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程1 | 議案第71号 | 専決処分の承認を求める件
(平成24年度岬町一般会計補正予算(第4次)) |
| 日程2 | 議案第72号 | 平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件 |
| 日程3 | 議案第73号 | 平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程4 | 議案第74号 | 平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程5 | 議案第75号 | 平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(第2次)の件 |
| 日程6 | 議案第76号 | 平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程7 | 議案第77号 | 平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程8 | 議案第78号 | 工事請負契約中変更の件
(岬町立町民体育館改修工事(耐震・施設改善)) |
| 日程9 | 議案第79号 | 岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件 |
| 日程10 | 議案第80号 | 岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件 |
| 日程11 | 議案第81号 | 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広
域福祉課の共同設置に関する協議の件 |
| 日程12 | 議案第82号 | 阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件 |
| 日程13 | 議案第83号 | 泉州南消防組合同規約の変更に関する協議の件 |

- | | | |
|------|---------------|---|
| 日程14 | 議案第84号 | 岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件 |
| 日程15 | 議案第85号 | 岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件 |
| 日程16 | 議案第86号 | 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程17 | 議案第87号 | 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件 |
| 日程18 | 議案第88号 | 岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程19 | 議案第89号 | 岬町営住宅条例の一部を改正する件 |
| 日程20 | 議案第90号 | 岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件 |
| 日程21 | 議案第91号 | 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程22 | 議員提出議案
第1号 | 特別委員会の設置の件 |

(午前10時01分 開会)

○田島乾正議長 皆さんおはようございます。ただいまから平成24年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時1分です。本日の出席議員は14名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、議案第71号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第4次））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程1、議案第71号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第4次））につきましてご説明いたします。

平成24年11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、総選挙執行に係る補正予算を調製し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、議案の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,871万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、府支出金といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金1,375万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、衆議院議員選挙費1,375万5,000円を計上いたしております。

主な内容としたしましては、選挙執行に必要な投票立会人報酬や選挙事務従事者手当などに係る人件費及び投票所、入場整理券の発送やポスター掲示、設置などの経費を計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第71号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第4次））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。

よって、議案第71号は原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程2、議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程2、議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、その説明の前に、今後の景気動向など、本町を取り巻く社会経済情勢につきまして先にご説明申し上げたいと思います。

内閣府が先日発表いたしました7月から9月の実質国民総生産GDPの速報値によりますと、前期比年率で3.5%のマイナス成長となり、景気が後退局面に入ったことが鮮明になってきたとの報告がありました。その主な要因として、世界経済の落ち込みにより輸出が振るわず、企業業績の悪化につながり、その結果、雇用や消費にも悪影響を及ぼす構造となっております。今後、発表されます予定の10月から12月期についてのマイナス成長が懸念されるところでございます。

また、今般の衆議院解散によります政治空白の懸念なども今後の政局には不透明感が漂っており、引き続きこれらの動向を注視していく必要があると考えております。

一方、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少等のさまざまな要因により、また歳出面では公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営が余儀なくされているところでございます。したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整や先日結審いたしました南海電気鉄道株式会社との固定資産評価額に係る訴訟経費に加えて、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,979万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから13ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、町税につきましては、南海電気鉄道株式会社との固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴い、土地に係る平成24年度分の過誤納金2,608万9,000円を減額計上するものでございます。

分担金、負担金につきましては、老人福祉法に基づく措置対象者の増加などに伴い、老人福祉施設入所者本人負担金10万9,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、障害福祉サービスなどの増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金3,615万2,000円、地域生活支援事業費等補助金54万4,000円、あわせて3,669万6,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、3,995万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、目的別に沿って各施設に計上しております介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金が合計で1,632万1,000円、大阪府放課後児童クラブ整備費補助金14

9万4,000円を計上いたしております。なお、この介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金につきましては、高齢者等を対象とした地域支え合いづくり事業のために、集会所、文化センター、青少年センター、淡輪公民館等の施設整備などに充当するものでございます。また、大阪府放課後児童クラブ整備費補助金につきましては、平成25年度から対象事業を6年生までとする学年の引き上げに伴う学童保育室の改修事業に充当するものでございます。

次に、財産収入につきましては、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地貸し付け収入1,577万3,000円を計上いたしております。多目的公園に進出する企業につきましては、いずれも太陽光発電事業を行うものでありまして、賃貸借期間につきましては20年となっております。

次に、寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込み額に伴い170万円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、1億4,606万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う平成20年度から24年度までの過誤納返還金及び還付加算金相当額の合計額1億4,497万3,000円を財政調整基金から繰り入れを行うほか、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催補助金に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金100万円をそれぞれ計上いたしております。

3ページをご参照願います。

繰越金につきましては、本補正予算編成に際して、固定資産評価額に係る訴訟関係経費を除く必要な財源といたしまして、平成23年度決算により生じた繰越金2,155万1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、532万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、美化センターごみ処理施設内において発生いたしました火災により被災しました設備の修繕に係る共済保険金299万3,000円、淡輪ランプから和歌山県境までの受託事業費の増加に伴う第二阪和国道用地買収受託事業収入198万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、14ページ以降に掲載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、本補正予算につきましては、先ほどもご説明申し上げたとおり、職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費などの職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費につきましては、歳出予算の各費目に計上している関係上、以後の説明につきましては省略させてい

たきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議会費でございます。議会費につきましては、職員給与費299万5,000円を計上いたしております。

次に、総務費につきましては、1億4,619万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地貸し付け収入を財源とする多奈川財産区特別会計繰出金489万円、固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴い、平成20年度から23年度までの過誤納金及び平成20年度から24年度までの還付加算金といたしまして町税過誤納償還金1億1,961万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、7,579万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、障害福祉サービスなどに係る扶助費7,314万3,000円、平成25年度から学童保育の対象年齢の引き上げに伴います淡輪・深日小学校の学童保育室の改修工事及び初度備品をあわせまして627万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、900万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、ごみ処理施設内での火災に伴います供給コンベア設備等の修繕料299万3,000円、誘引送風機インバータ更新に係る改修工事472万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産事業費につきましては、職員給与費といたしまして109万7,000円を減額計上いたしております。

商工費につきましても、職員給与費といたしまして183万8,000円を減額計上するものでございます。

5ページをご参照願います。

次に、土木費につきましては526万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、道路改修、河川改修に伴う測量設計業務委託料をそれぞれ50万円を計上するとともに、下水道事業特別会計繰出金715万6,000円を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、1,697万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員の退職に伴う報奨金92万円、今年度末で解散が予定されております阪南岬消防組合で勸奨退職者が発生したことに伴います阪南岬消防組合負担金1,483万5,000円、また平成25年4月からの新たな消防組合の発足に伴う泉州南消防組合負担金15万円を

それぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、968万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、いずれも介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を活用し実施いたします淡輪公民館講堂の音響機器整備77万9,000円、青少年センター改修工事116万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、企業誘致に伴う土地貸し付け収入などを財源に多奈川地区多目的公園管理基金への積立金629万7,000円、岬ゆめ・みらい基金への積立金170万円、合計で799万7,000円を計上いたしております。

続きまして、7ページのほうをご参照願います。第2表債務負担行為をごらんください。

平成25年度以降に債務の発生が見込まれます事業といたしまして、町営緑ヶ丘住宅PFI事業を追加するものでございます。期間を平成30年、限度額19億2,600万円とするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第73号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第73号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、人事異動等による人件費について調整をするものでございます。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億193万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要についてご説明させていただきます。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、4ページをあわせてご参照願います。

繰入金、他会計繰入金といたしまして、74万7,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整により一般会計繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明させていただきます。

議案書は同じく2ページを、詳細につきましても、同じく4ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

総務費、総務管理費といたしまして、74万7,000円を減額計上いたしておるものでございます。内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

以上が平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程4、議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ715万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,864万6,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、職員の人事異動及び給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことにより715万6,000円の減額を行い、6億1,864万6,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページと6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明しましたように、職員の人事異動及び給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことにより153万円の増額を行い、1億1,543万2,000円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の人事異動及び給料等の減額により868万6,000円の減額を行い、1億1,573万9,000円とするものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程5、議案第75号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程5、議案第75号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業

勘定) 補正予算(第2次)の件につきましてご説明させていただきます。

本補正予算は、人事異動等による人件費について調整をするものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,971万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページ、6ページをあわせてごらんください。

まず、保険料につきましては、第1号被保険者保険料として20万7,000円を計上いたしております。

次に、分担金、負担金につきましては、認定審査会負担金3万8,000円を減額するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、地域支援事業交付金39万2,000円を増額するもので、次の府支出金につきましても、同じく地域支援事業交付金19万6,000円を増額するものでございます。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金66万円を減額するものでございます。なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算におきまして計上いたしております職員給与費等につきまして介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上をさせていただいたものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページをあわせてごらんください。

まず、総務費につきましては89万4,000円を減額するもので、職員の人事異動等に伴う調整額として、総務管理費につきましては83万7,000円を、介護認定審査会議につきましては5万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地域支援事業費につきましても、職員の人事異動等に伴う調整額として99万1,000円を増額補正するものでございます。

以上が平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決

賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程6、議案第76号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程6、議案第76号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,075万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

財産収入といたしまして、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う資材仮置き場としての一時使用に係る土地貸し付け収入12万6,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計で計上いたしております企業誘致に伴う土地貸し付け収入のうち489万円を一般会計繰入金として計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

同様に、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金といたしまして、一般会計繰入金などを財源に多奈川地区財産区基金積立金49万2千9,000円を計上いたしております。

繰出金につきましては、企業誘致に伴う資材仮置き場としての一時使用に係る土地貸し付け収入の一部を一般会計繰出金といたしまして8万7,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程7、議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件
を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 日程7、議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)
の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の給与の減額及び人事異動に伴う職員給与等の調整による補
正を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから4ページに記載
しておりますので、あわせてご参照願います。

第1条は総則でございます。

第2条では、資本的支出の補正でございます。平成24年度岬町水道事業会計予算(以下、
「予算」という)で、第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございま
す。

第1款第1項営業費用、既決予定額に62万8,000円を減額し、予定額合計を5億2,3
61万6,000円とするものでございます。これにより、第1款事業費の予定額合計も6億1,
000万4,000円とするものでございます。

次に、3条、これは資本的支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入
が資本的支出に対し不足する額2億367万5,000円を2億1,224万円に改めるもので
ございます。資本的支出のうち第1款第1項建設改良費既決予定額に856万5,000円を増
額し、予定額合計7,054万円とし、これによりまして第1款資本的支出の予定額を2億3,
471万6,000円とするものです。

続きまして、第4条は、議会の議決を経なければ利用できない経費の補正としまして、予算第
7条中、職員給与を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における職員給与費について
62万8,000円の減額と856万5,000円の増額を行い、6,655万7,000円を
7,449万4,000円に改めるものです。

次に、5条は、重要な資産の取得及び処分補正としまして、予算第9条に定める経費の金額を次のように改めるものでございます。1、配水管整備事業費を定めており、今回の資本的支出における職員給与費856万5,000円を増額するとともに、予定額合計を6,489万6,000円に改めるものでございます。

以上、本補正予算の概要であります。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程8、議案第78号、工事請負契約中変更の件(岬町立町民体育館改修工事(耐震・施設改善))を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程8、議案第78号、工事請負契約中変更の件(岬町立町民体育館改修工事

(耐震・施設改善)) についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、平成24年6月26日議決に係る岬町立町民体育館改修工事(耐震・施設改善)の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

まず、契約金額といたしまして変更前5,355万円、うち消費税及び地方消費税の額255万円を変更後5,715万8,850円、うち消費税及び地方消費税の額272万1,850円に変更するものでございます。契約の相手方は、大阪市中央区南船場4丁目6番10号、矢野建設株式会社代表取締役矢野清治でございます。

それでは、一部変更する工事内容につきまして、別紙資料により説明させていただきます。資料をごらんください。

まず、変更の主な要因といたしましては、本件工事期間中の平成24年7月31日、国土交通省より建築物に係る天井脱落対策についての試案が公表され、平成25年度からこの天井脱落対策基準が適用される予定であります。本件では、この公表されております国の試案の内容を検討した結果、本体育館が天井脱落対策を必要とする建築物に該当することが判明したことにより、この国の試案に定める基準に沿って天井脱落対策工事を追加するものでございます。

資料番号1をごらんください。今回、天井脱落対策を実施する範囲を示した平面図でございます。

まず、平面図左側において、天井仕上げ材の落下を防止するため、天井仕上げ材の下にネットを張る範囲を示しております。また、図面右側においては、天井下地材を落下しないように、天井内で天井下地材をロープでつり下げる対策を講じる箇所を示しております。

次に、資料番号2をごらんください。この資料は、天井脱落防止対策の概要を示した断面図であります。

天井仕上げ材の脱落を防止するために、資料の2に示しております落下防止ネットを天井仕上げ材の下に張ります。また、天井内におきましては、天井下地材をつりロープにより支える対策を行うものでございます。また、この天井脱落防止対策以外の変更といたしましては、天井を体育館の床を受ける東石やバレーボールネットの支柱用基礎の形状が当初想定した寸法より大きかったため、これらの構造物の撤去及び処分費の変更を、また体育館外壁面モルタルの劣化によるひび割れや浮きなどについては、外部足場の設置により改めて詳細に調査したところ、補修の必

要な箇所が新たに判明したため補修を追加するものでございます。さらに、天井面に設置されております自動火災報知設備となる既設空気管についてその設置状況を精査したところ、再利用できないことが確認できたために、新たな空気管を設置する変更を行うものでございます。

なお、工期につきましては、議会の議決がございました平成24年6月26日から平成24年11月16日までと予定したところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、国の建築物における天井脱落対策についての天井内での詳細な調査及び施工方法の検討及び施工に相当の日数を必要とすることから、この工期につきまして平成24年11月14日付でその期間を12月25日まで工期を延長する変更契約を行ったところでございます。

以上が工事請負契約変更の件に係る説明の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田議員。

○和田勝弘議員 この追加予算というんですか、一応360万8,850円となっていると思うんですが、こういう場合は金額がなしで、合計額で示せばいいものか、私としたら、資料2番の天井つりロープと三つぐらいに分けて、下の落下防止ネットと3点ぐらいに分けて、金額ぐらいい入れていただいたらいいと思うんですが、この点、わかっていたらお答え願えますか。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 先ほど、総務部長のほうから約4点にわたって、大きな項目の変更事由がございました。その対策の中で、まず1点目としては、天井の脱落防止、こういうことで、試案に基づく天井の脱落防止対策を行っております。これにつきましては、金額的には約200万円、あとバレーボールの束石とか想定外の部分がございましたので、これについては約43万円、外壁のモルタルが損傷しているというものについては50万円、あと空気管の件ですけれども、これについて約30万円、主な項目が今の4点でございます。その他一部、内部の壁の撤去とか、シーリングをする窓ガラスの割れが新たに判明したとか、そういうものを合わせると40万円程度ございまして、トータル360万8,850円となっている所存でございます。

○田島乾正議長 よろしいですか、和田議員。

○和田勝弘議員 これで結構ですけれど、やはりそういうのはわかっていたら、やっぱりちょっと書き添えてのらったら、一目見てわかるんですけれど、こういう大まかな360万円で3点、私が言ったのは3点となっているんですけれど、今度こういうときは、やっぱり主なものを3点、

4点ぐらいですか、やっぱり入れといてもらったほうがいいと思いますので、その点、よろしく
お願いしておきます。

○田島乾正議長 要望でよろしいね。それでは、川端啓子君。

○川端啓子議員 今回、今細かい費用がふえる分について、和田議員のほうから質問ありまして、
この費用が増額する分については、当初予算の枠内で賄えると思うんですけども、この耐震に
ついては、いろいろずっと今、学校の施設耐震で、学校施設を中心に進んでいるんですけども、
今回特に天井材ということで、この天井材及びまたほかの非構造部分には、現実には手がつけら
れていないという状況だと思うんですね。やっぱりこの体育館のほかにも気になる建物がある
と思うんですけども、その辺についてはどのように考えているのかお尋ねします。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 教育委員会所管の施設で気になる場所と申しますか、今般の示されました天井
脱落対策の基準に合わせて検討しなければならないと考えておりますのは、淡輪小学校の体育室、
いわゆる体育館でございます、それと淡輪公民館のホール、この天井が該当してくるものと考え
ております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 やはり災害時には避難先にもなりますので、できるだけ、費用もなかなか、予算
の面もあると思いますけれども、早急にしてほしいなということを要望しておきます。

○田島乾正議長 要望でよろしいですね。

他に質疑ございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 資料の2番を見て、断面図ですけれども、これは当然、先ほどの国からの試案に
基づいて基準どおりになっているかと思うんですが、この図面でいくと、本当にこれで大丈夫な
のかなという線になっていますけれども、実際この震度、どれぐらいに耐えられる耐震構造になっ
ているのか、その辺、1点だけお願いします。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 議員の質問の建築物における天井脱落対策の試案ということで、国のほうか
ら示されております。その中では、過去から建築基準法の中には、天井脱落しないような形で規
定がございます。それに今回の審査がいろいろ加わりましたので、それを規制強化するという内
容になっております。そういう中で、今回の対象になっているのは、現在あるものが万が一落ち
たときにでもロープ等で助かるような形で設計されております。

設計用の地震力の話ですけれども、横揺れという形で、実態上は、過去は1 G程度のもので検

討していたのですが、今回の技術基準の見直しの原案といたしましては最低2.2Gということで、震度に換算しますと、かなり距離によって変わってきます。今言われる、設計の基準としてはガルで、1Gのものが最大2.2Gに耐えるということで、これが直接どういう震度ということに表示されるものではございませんので、震度に対する答えは即答できかねるということでございます。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 このガル、専門的なことはよくわからないんですけど、震度をよく5とか6とかに耐えられるとか、そういう数字では出せないわけですね。当然、耐えられるような構造になっていると思いますので、結構です。

○田島乾正議長 よろしいですか。

他に。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 参考までにお聞きします。資料2のところ、落下防止ネット、38センチ角となっていますね。天井板は1枚、三、六か、三、八か、何かそういう寸法とかを教えてほしいのと、照明も一応防止の役目に入るんですか。その辺を教えてください。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 ただいま資料番号2の中で、天井つりロープで、その下については落下防止ネットで、万が一外れた場合にそれを受けとめるという計画になっております。これについては、先ほどちょっと、国が今回新たに決めました試案の中では、いろんな検討をすることが盛り込まれております。試案の内容は、仕様によって検討する、また計算ルート、特殊検証ルートといろんな方法が、三つの案が示されております。その中で、先ほどそういうものが落ちた場合に支えられるかという検討は行っております。このネットによりまして、構造上ネットが受けられる重さ1平方メートル当たり約98キログラム、ちなみに落下が予想されるものとしたしましては、天井の仕上げ材とか下地材の重さが1平方メートル当たり9キログラムということで、約10倍のものを支えられるようなネットで、今回特殊なネットで万が一の場合、支えるという構造になっております。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 私が聞きたいのは、天井板がどれぐらいの大きさか、参考までに、それをお聞きしたいんです。三、八か、三、六か。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 天井材の寸法でございますけれども、場所に少しよるんですけども、4.

5メートルと約3メートル、そのような形のものが張り合わさって、でき上がっている状況でございます。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 脱落しないということですね。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 ちょっと脱落対策ということで、国の構造についても強化しております。国が示されるものについては、万が一それが外れて落ちた場合も、下でネットで支えると、二重の安全ということになっております。

○田島乾正議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

○田島乾正議長 反対の方おりませんか。なければ、豊国議員。

○豊国秀行議員 この件につきまして、昨年、東日本大震災での天井脱落の被害については、大規模空間、体育館とか劇場、商業施設、工場ですね、こういったところの建築物の天井について、新しい建築物も含め被害が相当に多かったと聞いております。そしてまた、3日前の中央自動車道の笹子トンネル内、これも天井板の崩落ということで多数死者が出ておることから見まして、やはりこういった、特に天井の対策が必要かと思われまますので、ぜひともこれはやっていただきたいということで、賛成いたします。

○田島乾正議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、これで討論を終わります。

これより、議案第78号、工事請負契約中変更の件（岬町立町民体育館改修工事（耐震・施設改善））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

ただいま休憩動議が上がっております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 それでは、暫時休憩したいと思います。

再開は11時10分でございます。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、お諮りします。

先ほど、鍛冶議員、奥野議員の質問に対する答弁漏れがございましたと都市整備部長からの申し出がありましたので、説明を求めたいと思います。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、奥野議員のほうから、震度に換算すると、どの程度のものに耐えられるかということでございます。先ほど、新耐震基準のほうを調べてみますと、頻繁に起こる大きな震度ということと、めったに起こらない大きな震度とは、およそ震度6強から7程度の地震を想定しているということでございます。ただし、先ほど、私、説明しましたように、この設計についてはガルというもので診断することになっておりますので、あくまでも目安ということでご了解願いたいと思っております。

それと、鍛冶議員のほうから、天井の部材のことで、ご質問の中で、私、スパンでお答えさせていただいたんですけども、構造部材になりますと、90センチ角のものが合わさってでき上がっているという状況でございます。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今ちょっと説明がありましたけれども、90センチ角の張り合わせってどれぐらいの大きさなんですか、1枚が。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 90センチ角の部材がずっと張り合わせって、天井の大きさでいいますと、約20メートルと30メートル程度の、全スパンをおおってしまうのが小さな構造部材90センチ角で合わさって出来上がっていると。

○田島乾正議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ということは、下地があって、それにつけていくということ。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 そうです。

済みません、追加させていただきます。

今、構造部材的には、90センチ角のものがずっと重なってできているんですけども、そのスパンといいますと、3メートルから4.5メートルのところを支えるものがございまして、その中で落ちていくと。それをまたネットで支えると、そういう構造になっております。

○田島乾正議長 よろしいですか、鍛冶議員。

今、そういう答弁漏れがございましたけれども、今後、そういう理事者内におかれましては、答弁漏れのないように、議案に対する説明ができるように、日ごろから準備をお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 日程9、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程9、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件につきましてご説明させていただきます。

提案理由及び指定管理者の選定に関する経過につきまして、まずご説明をさせていただきます。

現在、淡輪火葬場の管理運営につきましては指定管理者制度を導入しておりますが、その指定管理期間が平成25年3月末をもって終了するため、同年4月以降の指定管理者になることを希望する者を募集いたしました。募集方法につきましては、公募型プロポーザル方式で、本年10月末日から21日間の募集期間をもって募集をし、2社から応募がございました。その後、淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会において、応募者から提出されました申請書類等について、事前に公表いたしておりました選定基準により審査を行ったものでございます。この審査基準を踏まえ、本議案書に記載をされているものを指定管理者に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の内容につきましてご説明させていただきます。議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

指定管理者に指定管理を行わせる施設の名称につきましては岬町淡輪火葬場、所在地は岬町淡輪5653番地の1、指定を予定する管理者は株式会社阪原生花葬祭店、代表取締役坂原爲吉、

住所につきましては岬町淡輪561番地の1でございます。また、指定管理期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3カ年でございます。

以上、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件につきまして、その概要をご説明させていただきました。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この議案書には、金額等々は載られてないんですけども、これは委員会のほうで練っていただくということになってるのでしょうか。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 厚生委員会資料につきましては別添で、先ほど申し上げました内容も含めまして、別添の資料をつけさせていただいているところがございますが、指定管理を予定する指定管理料の予定額としましては、3カ年で1,429万2,000円を予定しているところがございます。

なお、議案書につきましては、その金額につきましては要件には入っておりませんので、金額については明記させていただいておりません。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程10、議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程10、議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

提案内容でございますが、岬町海釣り公園の管理業務については、平成19年10月1日から小島フィッシング株式会社を指定管理者として指定しているところですが、指定期間が平成25年3月末をもって終了することに伴い、平成25年4月から引き続き小島フィッシング株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件。

岬町海釣り公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。管理を行わせる施設は、名称は岬町海釣り公園、所在地は岬町多奈川小島455番地の1他であります。指定管理者の住所は、岬町多奈川小島597番地、名称は小島フィッシング株式会社、代表者は代表取締役山原学でございます。指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

指定管理者の選定につきましては、平成24年11月12日の岬町海釣り公園指定管理者認定審査委員会にて、この5年間の収支実績、指定管理者の業務に対する取り組みなどを審議し、検討した結果、岬町海釣り公園の性質、設置に至る経緯を考慮し、設置目的の効率的な達成、地域の人材の活用、過去5年間の指定管理者としての運営管理実績から、地域の漁業関係者から組織され、海釣り業務に精通している小島フィッシング株式会社が最も適していると考え、認定したものでございます。

なお、本議案につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今のもう1点もそうですけれど、今度の場合の指定業者はいいんですが、金額は5年で幾らとか、年間幾らとあって、金額なしでこういう提案ができるのかどうか、その点、ちょっとお聞きしたいんですが。私、金額もわからんのにというところがありますので、その点。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 金額につきましては、指定管理者のほうから町のほうに納入するという予定で、5年間の管理者の申請書が出ております。ちなみに、これについては2月の議会のときにも一部説明させていただいてるんですけども、まず施設の利用料金収入として利用料金の10%を入れていただくと。それと、施設整備の負担金ということで500万円を入れてもらうということになっております。今の管理者の計画では、5年で整備負担金として500万円が5年分、2,500万円、それと25年については600万円、26年度以降は610万円の予定で、29年まで続きますので、利用料金の予定、あくまでもこれは見込みでございますけれども、これについては3,400万円程度、このような形で利用料金が入ると、そういう予定になっております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私が聞きたいのは、この金額というのはちょっと予定というんですか、わかりにくいこともあるのであれですけど、こういう場合、入れられるのか、入れられないのか。入れられないというんだったら、もういいんですけど、普通、提案するのに金額も何も入れないというのはどういうことかということで聞きたいんです。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 この指定管理者制度につきましては、公の施設、町の施設につきましては、原則的には町が行わなければならないものをこういう民間業者にその管理運営を代行するという制度でございまして、その指定管理を行わせる施設について、そして誰を指定管理者にするのかと、そういう指定管理者の指定について議会の議決を求めというのが地方自治法の規定でございまして、この地方自治法の規定に基づきまして、議会のほうで議決をいただきたい項目といたし

ましては、管理を行わせる施設と指定管理者の名称並びにその期間、これをもって指定することによりまして議会の議決を得ることが必要だろうという形の自治法の規定に基づき、今回提案させていただいているものでございます。ご質問がございました金額の問題については、議会の議決の対象外ということでご理解願いたいと考えております。

そうしましたら、この金額についてはどのような形で議会がチェックするのかということで、これにつきましては、補正予算のほうで当然指定管理料が必要となるものにつきましては予算措置がされますので、そのときに議会のほうで審議いただきまして、議決のほうもお願いしたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 そうですか。一応、自治法でそのようになっているんだったら結構です。簡単に言ったら、見て、ぱっとわかったらいいのにと感じて聞いたんですけど、一応載せなくてもいいということですね。結構です。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ちょっと1点確認したいんですが、指定管理者制度そのものの中で、これは管理期間が5年ですね。先ほどの火葬場の管理期間は3年ということで、これは何か、大阪府でしたら、大体5年というスパンでやっているように思いますけれども、その点、何か物件によって年数は違うんですか。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 ご質問いただきました指定管理者の期間につきましては、明確な何年という規定はございません。運用といたしまして、町のほうで考えておりますのは、定型的な管理運営業務については期間を短く、そしてこの管理運営に業者のノウハウを生かして、それでサービスの向上に努めると、そのような施設の管理については、できるだけそのノウハウを生かせる期間を、また効果を出すには時間が必要だろうということで、期間を長くということで考えておまして、今回、海釣り公園等につきましては、漁業関係者としてのノウハウが必要でございますので、そのようなノウハウを生かせる管理を行うのが海釣り公園という形で位置づけしておりますので5年間、また火葬場等につきましては、定型的な、ノウハウというよりか定例的な管理の期間でございますので、それらを踏まえまして期間を短くという形で3年を定めておるところでございます。法的には別に何年という形の規定はございませんので、そのような区分けによりまして期間を定めております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 部長の説明、わかったようでわからん話なんやけどね。その管理者制度に参加してくる立場からすれば、やっぱり管理者制度そのものの期間というものは、ある程度もう決めておく必要があると思うんです。ですから、この物件によったら3年やと、一つの場で1年やというようなことではやっぱり不安定ですし、できれば大阪府がやっているように、5年なら5年という形で統一されたほうが良いと思うんですが。再度。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 指定管理者の期間でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、明確な規定はございませんが、この期間につきましては、まず指定管理者の制度の公募するに当たりましては一般公募が原則でございますので、公募するときの募集要項の中に指定管理期間を明記しております。その内容を見ていただきまして、応募する業者については判断していただいているものと考えております。ただ、先ほど言いましたとおり、5年という形で、余り長くすると、その辺のところの管理についてのチェック体制が、また機能が働くことができないのではないということもありまして、最大5年という形をとっておるところでございます。また5年の根拠といたしましては、先ほど申し上げた理由以外に、機械関係の耐用年数についても、ほぼ5年が大体基準となっておりますので、それらを踏まえまして5年として定めたものが多いということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程11、議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程11、議案第81号、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件についてご説明いたします。

本件は、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第257条の7第1項の規定により関係市町村と協議をすることにつき、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

提案理由といたしましては、事務の効率化を図るとともに地方分権の効率的な推進を図るため、専門性の高い福祉関連の移譲事務を広域で共同処理することについて、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町と協議をするに当たり、議会の議決を求めらるるものでございます。

それでは、規約（案）についてご説明させていただきます。

議案書の裏面をごらんください。なお、説明につきましては、本議案書とあわせて送付させていただきます。泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の概要により説明させていただきます。

まず、第1条では、大阪府から各市長に権限が委譲される事務について、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町が内部組織を共同して設置することを定めております。

第2条では、内部組織の名称を広域福祉課とし、第3条では、処理する事務を定めておられ、専門性の高い社会福祉法人の設立認可等の事務以下、10の事務を処理するもので、裏面に記載をいたしております第4条において、その執務場所を泉佐野市役所内といたしております。

次に、第5条では、職員の選任方法を定めており、選任につきましては、関係市長、3市3町の協議により定める職員候補者のうちから幹事市が選任するものとし、泉佐野市が幹事市となります。また、定数は関係市町の長の協議により定めませんが、各市2人、各町1人の9人を予定しているところでございます。

次に、第6条の負担金につきましても関係市町の長の協議により定めませんが、負担割合につきましては、均等割合が5%、人口割が95%とする予定となっております。

次に、第7条の予算につきましては幹事市で泉佐野市が定め、同市の一般会計に計上し、第8条の決算につきましては、幹事市の議会の認定に付し、関係市町の長に報告することと定めております。

次に、第9条では、広域福祉課で処理する事務の管理及び執行に関する関係市町の諸規定の相互調整について定めておるものでございます。

次に、第10条では、職員の身分の取り扱いを定めており、幹事市である泉佐野市の身分とし

て取り扱うものとしております。

第11条の附則につきましては、規約に定めるもののほか、広域福祉課の処理する事務に関し、必要な事項は関係市町の長が協議により定めることを規定いたしております。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程12、議案第82号、阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する

る協議の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程12、議案第82号、阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件についてご説明させていただきます。

地方自治法第288条の規定による阪南岬消防組合の解散及び同法第289条の規定による解散に伴う同組合の財産処分について、別紙のとおり阪南市と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、消防体制の整備及び充実強化を図るため、消防等に関する事務を泉州南消防組合において共同処理することになったため、阪南岬消防組合の解散及び同組合の解散に伴う財産処分について阪南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、裏面をご参照願います。

阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議（案）につきましてご説明させていただきます。

地方自治法第288条の規定による阪南岬消防組合の解散及び同法第289条の規定による解散に伴う組合の財産処分について、次のとおり定めるものであります。

1、解散の期日につきましては、組合は、平成25年3月31日をもって解散する。

2、解散に伴う財産の処分につきましては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 泉州南消防組合に帰属させる財産として、阪南岬消防組合が所有する物品とします。

(2) 阪南市及び岬町に帰属させる財産としましては、平成25年3月31日現在における借入残高のある財産とします。

(3) 処分する財産の細目につきましては、別途阪南市及び岬町が協議して定めることとしています。

以上が阪南岬消防組合の解散及び財産処分に関する協議の件についての内容でございますが、今回の阪南岬消防組合の解散につきまして、その経緯及び理由について説明させていただきます。

本組合は、阪南市、岬町の消防に係る事務を共同処理するために、地方自治法第284条第2項の規定により平成12年4月1日に設立されました。その後、消防組織法の改正などを受けまして、大阪府内の消防体制の強化などを目的に、平成23年1月に泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の3市3町で構成する泉州南ブロック消防広域協議会を設立し、この協議会で消防行政運営の効率化と基盤の強化などを目的に検討した結果、本組合を解散し、新たに3市3町で構成する消防組合で消防に係る事務を共同処理することが最適であるとの結論に至つ

たものであります。このことにつきましては、さきの9月議会におきまして、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件でご審議いただきました際に、阪南岬消防組合の解散後の継承事務が円滑に行えるよう事務の承継について前もって阪南市と協議する旨、規約に本組合の解散に伴う事務の承継についての条項を加えることについてのご説明をさせていただき、可決されたところでございます。このことから、阪南岬消防組合を平成25年3月31日をもって本組合を解散するものであります。

以上が今回の阪南岬消防組合の解散につきましての経緯及び理由でございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程13、議案第83号、泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程13、議案第83号、泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件についてご説明させていただきます。

泉州南消防組合理約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、共同処理する事務の施行期日の変更及び解散する一部事務組合の事務を承継するために必要な本規約の変更を行うことについて、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町及び田尻町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

それでは、泉州南消防組合理約の一部を変更する規約（案）についてご説明させていただきます。

裏面をご参照願います。あわせて、新旧対照表もご参照願います。

泉州南消防組合理約の一部を次のように変更する。

附則第1項ただし書き中、平成25年3月31日を平成25年4月1日に改めるものであります。また、附則に次の1項を加える。事務の承継につきましては、3項で、泉州南消防組合は、平成25年3月31日をもって解散する。阪南岬消防組合の事務を承継するという1項を加えるものであります。

附則といたしまして、この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

以上が泉州南消防組合理約の変更に関する協議の件の内容でございますが、今回の規約変更に至る経緯を説明させていただきます。

広域消防の業務開始日につきましては、当初、平成25年3月31日業務開始としてきました。それは国が示した市町村の消防広域化に関する基本方針及び大阪府消防広域化推進計画に沿って、国の消防の広域化に対する財政支援措置を得るためには、平成24年度中の組合発足が前提となっていたことが主な理由となっておりました。しかし、他県で本組合と同様に、消防の広域化を検討している組合が広域化の期日を平成25年度に変更を行って発足しても、国の財政支援措置に影響がないと判断されているため、25年3月31日から25年4月1日に変更されたことから、大阪府を通じ国へ確認した結果、国の総合的財政支援対策に影響がないことが判明したものであります。また、業務を平成25年4月1日に変更することにより、予算や決算事務などの複雑な会計処理をする必要がなくなり、消防職員の身分移管などの消防広域に係る諸課題も円滑に解決できることから、規約附則の一部変更を行うものであります。あわせて附則に事務の承継の

1項を加えることにつきましては、平成25年3月31日をもって解散予定である阪南岬消防組合の事務を泉州南消防組合が承継するというもので、その理由としまして、一部事務組合が解散する場合の事務の承継は地方自治法施行令第5条第1項の規定により、阪南岬消防組合が共同処理していた事務などは、基本的に一旦構成団体である阪南市及び岬町へ引き継ぐこととなるのですが、阪南岬消防組合の解散はさらなる消防の広域化を目的としているため、新たに設置される泉州南消防組合に直接承継するほうが合理的でありますので、このため地方自治法施行令第218条の2規約による特例の定めの規定により、規約の附則に事務の承継についての1項を加えるための規約の一部変更を行ったものであります。

以上が今回の規約変更に至る経緯でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉州南消防組合同規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程14、議案第84号、岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程14、議案第84号、岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町における暴力団の排除に関して基本理念を定めるとともに、社会全体で暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めることにより、住民生活の安全と安心を確保するため本条例を制定するものであります。

この条例の内容を説明する前に、まず本条例を制定する趣旨等につきましてご説明させていただきます。

全国的に暴力団排除を推進する条例制定の機運が高まる中、平成23年4月に大阪府暴力団排除条例が施行されたことを踏まえ、本町においても町、町民、事業者及び警察が連携して社会から暴力団を排除する条例の制定が必要となっております。今般、この暴力団の排除に取り組むための基本理念及び暴力団排除の推進に必要な事項を定め、町民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の制定に当たりまして、広く住民の皆様方のご意見を反映するためパブリックコメント制度を適用したところでございますが、ご意見が寄せられていないことをご報告させていただきます。と思います。

それでは、暴力団排除条例に関する条例の概要を説明させていただきます。

議案書をお開きください。

まず、第1条は、この条例の目的を規定しておりまして、岬町における暴力団の排除に関して基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、また社会全体で暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めることによりまして、住民生活の安全と安心を確保することを目的といたしております。

次に、第2条は、用語の定義を規定しており、主な定義といたしましては、第1項第1号の暴力団及び第2号の暴力団員とは、国の法律でございます暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律に規定する定義と同一といたしております。また、第3号の暴力団密接関係者とは、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者として、規則で定めるものをいいます。次に、第4号の公共工事等とは、建設業法に定める建設工事の請け負い、役務の提供、また物品の購入などのうち本町が発注するものをいいます。また、第8号の公の施設とは、住民の福祉を増進する目

的で、住民の利用に供するため町が設けた施設のうち本条例の別表に掲げる施設をいいます。

次に、第3条でございます。第3条は基本理念を規定しておりまして、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として町、町民及び事業者が相互に連携し、協力のもとに社会全体で暴力団の排除を推進させなければならないとしております。

次に、第4条は町の責務を規定しており、町は前条に定める基本理念にのっとり、町、事業者、大阪府警察及び関係機関と連携して暴力団排除に関する施策を実施する責務を有するとともに、暴力団の排除に資すると認められた情報を知ったときは、大阪府に対して情報の提供に努めることとしております。

次に、第5条は町民及び事業者の責務を規定しており、町民は基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、町が実施する暴力団排除施策に協力するよう努めることとしております。また、事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し暴力団との一切の関係を持たないように努め、町が実施する暴力団施策に協力するよう努めることとしております。また、町民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町または大阪府警察に対して当該情報の提供に努めることとしております。

次に、第6条は町民及び事業者に対する支援などを規定しており、町は町民及び事業者が推進する暴力団の排除のための活動を支援するほか、暴力団に関する情報や暴力団の排除に関する必要なノウハウの提供などを行うこととしております。また、町民及び事業者が暴力団排除の重要性の理解を深めるため、そしてその機運を高めるため、町が啓発活動を行うことといたしております。

次に、第7条につきましては、公共工事等及び売り払い等から暴力団の排除を規定しております。町は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び支払い等の契約の相手方及び下請人等になることを許さないこととしております。なお、この下請人等につきましては、当該公共工事に係る資材また原材料の購入契約、その他の契約を締結するものを含むことといたしております。

次に、第8条につきましては、公共工事等及び売り払い等から暴力団の排除に関する措置を規定しており、町は公共工事及び売り払い等から暴力団を排除するため、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当すると認められた場合、これから申し上げます排除措置を講じることといたしております。まず、公共工事等に係る入札に参加するための資格を与えない措置。次に、入札参加有資格者が該当すると認められた場合には、公共工事等に係る入札に参加させない措置。次に、正

当な理由がなく、入札参加資格の登録を取り下げた者、また取り下げから1年を経過しない者に対しましては入札参加資格を与えない措置、また暴力団員、また暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としない。また、該当すると認められた場合は当該契約を解除する。次に、下請人等が該当すると認められたときは、当該下請人等の契約の解除を求め、当該契約の解除の求めを拒否した場合は、契約相手方と契約を解除する措置などを講じることとしております。

次に、第9条は、公共工事等及び売り払い等に関する不当介入に関する報告などについて規定しております。何人も公共工事等において暴力団を利することとなるような不当介入をしてはならない。また、不当介入を受けたときは、速やかに町に報告しなければならないとしております。

次に、第10条におきましては、公の施設における暴力団の排除について規定しており、暴力団が公の施設を利用または使用することについて、暴力団の活動を助成し、また暴力団の利益になると認めるときは、その使用などを許可しない。また、許可しているときは、その許可を取り消すことができるとしております。

次に、第11条は意見の聴取について規定しておりまして、公の施設の指定管理者は、その管理する施設から暴力団を排除するために必要があると認めるときは、大阪府警察に意見を聞くよう町長に求めるものとしております。

次に、第12条は、町の事務及び事業から暴力団の排除について規定しておりまして、法令及び条例などに基づき行う許認可補助金の交付、契約、その他の事務について暴力団を利することとならないよう暴力団員及び密接関係者に対して必要な措置を講じることにより、町の事務及び事業から暴力団を排除することとしております。

次に、第13条は町の事務及び事業における不当要求行為に対する措置を規定しております。何人も暴力、脅迫、威力、その他これに関する不当な手段を直接または間接的に用いることによりみずからの要求を実現しようとする不当要求行為を禁止する。また、不当要求行為を行う者に対しまして警告し、また大阪府警察に通報することとしております。

次に、第14条は、青少年に関する指導等のための措置を規定しておりまして、町は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導または啓発が学校、地域などにおいて必要に応じて行えるよう情報の提供、その他必要な支援を行うこととしております。

次に、第15条は、勧告及び公表についてを規定しておりまして、正当な理由なく公共工事等に対する不当介入に関する報告をしなかった者に対して必要な指導または勧告をすることができる。また、故意に不当介入を容認し、かつ勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが

できるとしております。

次に、第16条は個人情報の収集及び提供について規定しており、町教育委員会等の実施機関は、この条例に基づく暴力団の排除のために必要となる個人情報を必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。また、暴力団排除のために必要と認めるときは、その個人情報を大阪府警察に提供することができるとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上が岬町暴力団等の排除に関する条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

それでは、再開は13時30分といたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 1時32分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○田島乾正議長 日程15、議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 日程15、議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年）法律第105号による水道法（昭和32年）法律第177号の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関し条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

今回の条例制定の背景としまして、国におきましては、地方公共団体との関係を対等な立場で対話できる、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくため地域主権改革を進めており、こうした取り組みとして、国の義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化などを柱とした地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法が平成23年5月2日に交付され、法律が整備され、また義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大に加え、基礎自治体への権限委譲を盛り込んだ第2次地域主権改革一括法が平成23年8月30日に交付され、法律が整備されたところであります。本条例案は、第2次地域主権改革一括法による水道法の一部改正をされ、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例に任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格

基準に関する条例（案）の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、本条例の目的を定めております。第1条におきましては、水道法の一部改正により、条例で定められていました布設工事監督者を配置する工事を水道の布設工事とするものでございます。

第3条におきましては、布設監督者の資格要件につきまして、1項から8項までの各項で定めており、これまで適用のありました水道法第12条第2項及び水道法施行令並びに水道法施行規則の定めるところによる条件、資格要件と同様の要件をそれぞれ定めております。

第4条におきましては、水道技術管理者の資格要件につきまして、第1号から6号までの各号で定めており、これも、これまで適用のありました水道法第19条第3項及び水道法施行令並びに水道法施行規則の規定に定める資格と同様の条件をそれぞれ定めております。

最後に、附則で、この条例は、交付の日から施行すると定めております。

以上が本条例案の概要でございます。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程16、議案第86号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程16、議案第86号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書の裏面の条例改正案を、また新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います。

岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例第35条を第36条とし、第34条の次に第35条として、新たに技術管理者の資格として第1号から第11号までの11項目について定めるものでございます。

なお、条例の35条の技術管理者の資格の規定につきましては、環境省令で定める基準を参酌して規定することとなっております。環境省令では、一般廃棄物処理施設の技術管理者は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、維持管理に従事するほかの職員を監督する職務であることから、その資格基準は厳格に定められているものと考えことから、本条例におきましても、環境省令の資格基準に準じて定めたものでございます。

なお、附則として、本条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程17、議案第87号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程17、議案第87号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正及び基礎賦課額等の保険料率の付加割合の見直し等に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

なお、改正条項が多岐にわたるために、説明につきましては、新旧対照表の後ろから2枚目に岬町国民健康保険条例の一部改正の概要というのをつけさせていただいております。その概要により説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正内容につきましては、賦課総額の改正と賦課割合の改正の2点となっております。

まず、1点目の賦課総額の改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料を決定する際の基本となる基礎賦課総額に条例による保険料減免を行った場合は、その減免額を賦課総額に合算できる旨の改正を行うもので、改正条項といたしましては、第12条の3ほか2条項となっております。

次に、2番目といたしまして、賦課割合の改正につきましてご説明させていただきます。

国民健康保険料は、医療費に対する保険料である基礎賦課額、後期高齢者医療を支援するための保険料である後期高齢者支援金等賦課額及び介護保険料である介護保険料賦課額の三つの保険料で構成をされております。また、現在の保険料の賦課割合につきましては、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の4方式を採用しているところでございます。そのうち①の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の改正につきましては、資産割の廃止を目的といたしております。資産割は、資産を有する者の所得にかかわらず算定されることや固定資産税との重複課税と捉えられている方も多く、また後期高齢者医療制度では資産割を採用していないことなどから、現在の所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の4方式から資産割を廃止した3方式に改正をするものでございます。また、資産割の廃止に伴い、所得割を100分の40から100分の45に、世帯別平等割を100分の15から100分の20に改正するものでございます。なお、改正条項につきましては、第13条、一般被保険者にかかる基礎賦課額ほか10条項となっております。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

次に、介護保険料賦課額の賦課割合の改正につきましては、介護保険料は被保険者のうち40歳から65歳までの限られた年齢の被保険者の方に賦課されることから、世帯単位で賦課される世帯別平等割の意義が反映されにくいことから、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額と同様に資産割を廃止するとともに世帯別平等割についても廃止し、所得割と被保険者均等割の2方式に改正をするものでございます。また、資産割及び世帯別平等割の廃止に伴い、所得割を100分の40から100分の45に、被保険者均等割を100分の35から100分の55に改正をするものでございます。なお、改正条項につきましては、第16条の8、介護納付金賦課額ほか2条項となっております。

附則に定めております施行期日につきましては平成25年4月1日で、またこの条例による改正後の国民健康保険条例の規定は平成25年度以降の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前どおりとする経過措置を設けております。

以上が岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程18、議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程18、議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、企業誘致の推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

岬町では、企業誘致を推進するため、新たな立地企業に対して各種助成制度を設けております

が、町内の事業者が規模を拡大する場合や移転を行う場合には、助成対象とはなっておりません。町内の雇用の場を確保するためには、町外から事業者を誘致するとともに、町内の事業者にも町内において事業を継続いただき、また規模を拡大していただくことが必要であると考えております。今回、町内の事業者に対する助成制度を充実させるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正内容といたしまして、第5条の表を改め、指定事業者の種類を事業所を設置する指定事業者、賃貸借用施設を設置する指定事業者とし、それぞれ交付の対象となる助成金を定めるものでございます。また、第5条の表の改正に伴い、第9条第2項において引用する第5条の表第3号または第5号の規定を第2号に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上が岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会への付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程19、議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程19、議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、本12月議会に上程させていただいております岬町暴力団等の排除に関する条例の制定に合わせ、岬町営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面及び新旧対照表をあわせてご参照願います。

岬町営住宅条例の一部を改正する条例（案）。

岬町営住宅条例の一部を次のように改正いたします。

第5条第1項中（第6号）を（第7号）に改め、同項に次の第7号そのもの及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）でないことを加えるものであります。これは、町営住宅への入居資格について、暴力団員を排除する旨を明確に位置づけし、暴力団員の町営住宅への入居を防ぐためのものであります。

続きまして、第39条第1項に次の第7号の入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときを加えるものです。これは、既に入居している者に対して、暴力団員であることが判明したときを加えるものであります。町営住宅の明け渡し事由に該当する旨を明確に位置づけし、これを排除するためのものであります。

続きまして、第39条第4項中（第6号）を（第7号）に改めるものであります。これは、同条第1項に第7号を追加したことにより、条項ずれが生じたものであります。

続きまして、第48条第4号中（第5号）までの次に、（及び第7号）を加えるものであります。これは、駐車場使用者の資格について暴力団員を排除する旨を明確に位置づけし、暴力団員の駐車場の使用を防ぐためのものであります。

続きまして、第55条に次の第7号、使用者が暴力団員であることが判明したときを加えるものであります。これは、既に駐車場を使用している者に対し、暴力団員であることが判明したと

き、使用許可の取り消し事由に該当する旨を明確に位置づけし、これを排除するためのものでもあります。

続きまして、第57条の次に第57条の2第1項として、町長は、必要があると認めるときは、町営住宅の入居予定者及び入居補欠者並びにこれらの者と同居しようとする親族、入居者が同居させようとする者（「当該入居者」の入居の際に、同居した親族以外の者に限る）並びに駐車場の使用の申し込みをしたものが暴力団員であるかどうかについて大阪府警の意見を聞くものとするを加え、同条第2項として、町長は、特に必要があると認めるときは、入居者及び同居者並びに使用者が暴力団員であるかどうかについて、大阪府警の意見を聞くことができるを加えるものであります。これは、町営住宅の入居予定者及び同居予定者、既に入居している入居者、同居者、駐車場の利用申し込み者、利用者が暴力団員であるかどうかを大阪府警に照会することができるように条項を加えたものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとするものであります。

以上が岬町営住宅条例の一部の改正に係る説明でございます。

本件につきましては、事業委員会への付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町営住宅条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程20、議案第90号、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程20、議案第90号、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容の説明の前に、今般の条例改正の背景及び改正の趣旨について説明させていただきます。

国は、本年6月、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし災害対策の強化を図るため、災害対策基本法が改正されました。この中で、災害対策基本法第16条第6項において、市町村防災会議の組織及び所掌事務は都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定めると規定されており、本改正において都道府県防災会議の組織及び所掌事務が改正されたことに伴い、岬町の防災会議条例及び災害対策本部条例についても改正を行うものであります。

まず、岬町防災会議条例の改正点につきましては、第2条では、現在防災会議条例の所掌事務として地域防災計画の作成及びその実施の推進などのほか、岬町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集することが所掌事務とされていました。これに対し、災害発生時、特に機動性が求められる災害応急対策の段階では、防災会議で災害に関する情報の収集などを行うより災害対策本部において行うことが効果的であることから、両者の役割を明確にすることとし、地方公共団体の防災会議において、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点からこれまで規定がなかった防災に関する重要事項を審議することなどが追加されるとともに、第3条では、地域の防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう防災会議委員として自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者を追加するものでございます。これらの改正に伴い、現状の委員構成を見直し、委員数を30名以

内から40名以内に見直すものでございます。このことにより、女性委員などの参画も可能と考えているところでございます。

次に、岬町防災対策本部条例につきましては、法の一部改正により新たな規定が追加されたことに伴い、引用する当該対策本部の設置に関する規定の条項ずれを解消すべく、岬町防災対策本部条例の第1条中の災害対策基本法第23条第7項を第23条の2第8項に改正し、条文の整理を図るものでございます。

それでは、岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）の改正内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面をご参照願います。また、別紙の新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず初めに、岬町防災会議条例の一部改正の内容につきましては、岬町防災会議条例の一部を次のように改正するものであります。

第2条中の各号を削り、同条第2号を次のように改める。第2号、岬町の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に、次の1項を加える。第3号、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中、30名を40名に改めの各号を削り、同条第1号中、2名を削り、同条第2号中、4名を削り、同条第3号中、1名を削り、同条第5号中、消防団長を消防長及び消防団長に改め、同条第6号中、13名以内を削り、同条第7号中、うちからの次に町長を加え、4名を削り、同条第8号中、4名以内を削り、同条を同条第9条とし、同条第7号の次に、次の1号を加える。第8号、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者、第3条第6号中、前項の次に第7号を加え、第8号の次に、及び第9号を加える。

以上が岬町防災会議条例の一部改正の内容でございます。

次に、岬町災害対策本部条例の一部改正についてご説明させていただきます。

第2条、岬町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。第1条中、第23条第7項を第23条の2第8項に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上が岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件の内容でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

(「休憩」の声あり)

○田島乾正議長 ただいま休憩動議が出ましたので、暫時休憩したいと思います。

(午後 2時 6分 休憩)

(午後 2時34分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○田島乾正議長 日程21、議案第91号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程21、議案第91号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、岬町固定資産評価審査委員会委員、川島至氏は、平成24年12月

11日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

川島至氏については、住所は岬町淡輪1245番地、生年月日は昭和9年8月18日生まれ、経歴等については、議案書裏面にとおりであります。

なお、岬町固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置されたものであります。また、当該委員会の定数は3人で構成されており、岬町の住民、徴税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験者を有する者のうちから議会の同意を得て、町長が選任するものであります。つきましては、川島至氏の選任について同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより議案第91号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって、議案第91号は、これに同意することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程22、議員提出議案第1号、特別委員会の設置の件を議題といたします。

本件についての趣旨説明を求めます。岬町議会委員、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、特別委員会の設置の件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、和田勝弘。

賛成者は、次のとおりです。敬称を略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、出口 実、竹原伸晃、道工晴久、以上であります。

現況の深日港は人口の減少、深日港周辺の衰退で、飲食店街もシャッターが下がり、迫りくる震災への対応と早急な活性化策が必要であると考えられます。また、平成22年度にまとめられました第4次岬町総合計画の基本構想では、深日港周辺を行政交流拠点と位置づけ、深日港については交流港としての機能を高め、地域の活性化に努めると明記がされており、基本計画においても、深日港については関係機関と協議、調整を図りながら物流機能を担う交流港や災害時の支援機能を担う港として整備を進めなければなりません。第4次岬町総合計画策定において、多くの住民にみさき夢づくり会議に参加していただいたこともあり、深日港の将来展望について明記されているということは、住民の切なる願いによるものであります。

平成10年に閉鎖された航路の復活については、地元産業や住民生活においても大きな貢献をもたらす悲願であります。しかしながら、今までは航路復活をと、どれだけ声を大きくしても届くことはございませんでした。何度一般質問に立ったか思い出せないぐらい訴えてまいりました。ところが、移ろい行く時代背景の中で、ここに、最近において深日港の存在意義が見直されてきているのではないかと感じるようになってきました。本年9月に行われました、対岸である洲本市との交流においても、航路を求めていることを確認できた、よい機会になりました。また、航路が復活するためには、港湾を整備するとともに観光拠点として成り立っている、もしくは一生懸命取り組んでいるということが重要だと感じました。とりわけ本町は、平成27年度中に第二阪和国道が開通する旨の報告を受けております。今までとは違い、大阪市内からでも約1時間で到着できるようになります。航路復活において、交通渋滞が解消しているということは、大きなアドバンテージになるのではと期待できます。バイパスの開通がもたらす影響を航路の復活と組み合わせ、本町周辺の自動車の流れが大きく変わるであろう近い将来において、観光地として本町のアピールできる絶好の機会であり、観光立地を進めるターニングポイントになります。何度も出てきますが、第4次総合計画においても、本町の自然、歴史、文化を生かした新たな観光、レクリエーションの取り組みを住民、事業者、行政の協働により進めますとあります。今まさにそのときであります。道路、航路を効果的に使い、観光業を掘り起こし、立ち上げられるかどうか

か、本町の将来に大きくかかわっております。

私は議会人として、住民の代表として、率先して取り組むべき課題だと判断しています。さらに、議会の皆さんの熱い思いもあると感じています。議員に支給される政務調査費の大部分をもって勉強されているものに、この分野のことではないでしょうか。とりわけ特別委員会として練ることによる効果は、個人的に活動するよりも、何倍もの効果があるとも経験しております。

そこで、今回提出させていただきました特別委員会は、深日港の課題と観光立地の課題を一元審議していただきたく、名称、深日港港湾整備観光立地等特別委員会としました。審議する内容としましては、大分類で二つ、小分類で七つの分野を予定しています。大分類は、1、深日港港湾整備、航路復活と2、観光立地等となり、小分類では、1、深日港復活に向けて、2、深日港の港としての整備について、3、洲本市・淡路島との交流、4、観光拠点の掘り起こし・立ち上げ、5、人材関連団体・関係事業者の整理、6、行政の役割への助言、7、その他になります。その他の内容について、27年度中にオープン予定で、現在、建設検討委員会にて審議している道の駅について、また本町が積極的に取り組まれている海の駅構想についても、観光立地という面から審議できればと考えております。特別委員会では、以上の理由のとおり、深日港の活性化を図り、本町の観光振興・発展のために必要な調査・研究を進めてまいりたいと考えています。

なお、委員定数は7人を一応予定としています。

以上でございます。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。出口議員。

○出口 実議員 今、和田議員からの説明をよく理解をしました。その中で、私もるる、いろいろと約2年前から和田議員がこの深日港に関しまして多大な努力を払ってもらっております。

そういう中で、田代町長にお聞きしたいんですけども、やはり深日港の航路開発、航路復活だけでは意味がないと思いますので、町長の考え方を一度お聞きしたいと思います。

○田代町長 これは、議員提案ですので、私どもが答えられるかどうかということを議長のほうで皆さんにご了解をしていただきたいと思います。

○田島乾正議長 ただいま出口議員からの町長に対する質疑があつたんですけども、今、町長の答弁で、議員提案という議案の中で、町長の答弁を許可していいのか、悪いのかの今判断をするんですけども、これはあくまで町長、理事者側のあれじゃなしに、議員提案という形になり

ますので、できれば一応町長のほう、答弁いただきたいんですが、これは運営上、やはり理事者側の答弁は好ましくないんですけれども、皆さん方にお諮りして、お許しいただければ、運営上、許可したいと思うんですが。まず、とりあえず議運の委員長。

○川端啓子議員 理事者側が絶対に答えていけないことはないと思うんですけれども、ただ、今質問されているのは、賛成者がこうした場合、質問、私、今までこういうこと経験がないので、それこそもう一回ちょっと事務局のほうで。

○田島乾正議長 それでは、ただいま川端、議運の委員長の運営上の質疑が入りましたので、事務局のほうから法的に発言ができるのかということを整理したいと思います。

今、事務局のほうからちょっと休憩を求めていますので、即答はちょっとできかねるので、暫時休憩を入れたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

(午後 3時 3分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、運営上の動議が入りまして、議会運営委員会、川端委員長と中原副委員長と3名で協議いたしまして、事務局長に問い合わせをさせました。その結果等については、事務局長のほうから説明をさせます。大山事務局長。

○大山事務局長 全国町村議長会のほうへ問い合わせをいたしました。そうしますと、提案できないことはないんですけれども、本筋ではないというところで、好ましくないと言われました。町長に質問ができる場合は、法令とか統計等の詳細なことで理事者側に答弁できるというところでございます。この発言が不穏当発言でもないという一応回答がございました。

○田島乾正議長 以上のとおり、事務局長からの説明がありました。よって、本件の先ほどの質疑に対しては、一応なかったことということで、やはり好ましくないことは、やらないほうがいいと判断いたしますので。出口議員。

○出口 実議員 再度、局長、説明お願いできませんか。今の最後の内容では、いいということに聞こえましたが。

○田島乾正議長 それでは、再度の説明を求められていますので。大山事務局長。

○大山事務局長 発言はできます。ただ、町長に質問できるのは、先ほど申しましたように、法令とか統計等の詳細なことを聞く場合と聞いております。今回の場合は、内容からいいますと、提

案者に対して質問することができますが、賛成されている方は提出者の主旨を十分理解していることを前提としているから質問することは好ましくないというように聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○田島乾正議長 出口議員。

○出口 実議員 今回の局長からの説明がございましたので、私の発言は取り消します。

○田島乾正議長 以上のとおり、質問者からの発言の撤回の申し出がありましたので、撤回するということにいたします。本件について、やはり細部にわたっての質問は好ましくないということに解しますので、その点、皆さん方、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑、他にございませぬか。反保議員。

○反保多喜男議員 それでは、ちょっと質疑をさせていただきます。和田議員に直接お聞きしたいと思ひます。

今まで和田議員、ずっと以前から復活を願って一般質問なり、あるいは通常の行動の中でも復活を願っている意欲は非常に強く、行動をやっておられました。これは、もう皆さん、承知の上だと思ひますけれど、なぜ今になって観光立地という言葉が和田議員から出てきたのか、その辺を問うてみたいと思ひます。今まで和田議員は航路の復帰ばかり願って、今まで行動をやってきた和田議員です。それが突然のごとく、観光立地という言葉が出てきたというのは、和田議員の趣旨を超えているように思われてなりませんので、その辺をちょっと答弁していただきたいと思ひます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この点につきましては、私、会派に入れていただいたのは11月27日だったと思ひます。それで、それからの話は全然聞かずに行ってたんですけれど、10月23日です、間違えました、訂正します。それで、それからのことですが、11月27日に議会運営委員会があったと思ひます。その1日前に、一応この深日港を出すかということで、そのときに観光立地というのを出したらいいんやないかという話になってきまして、そのときに私も深日港だけでいいのじゃないかとそれまで思ってたんですけれど、前に深日港整備調査委員会ですか、それを経たときには、案件がないという、もう1点ありました。そのために特別委員会に取り消されたようなこともあります。それを考えますと、やはり会派の言っておられる観光立地をつければ、そういう問題も一つ解決できるのではないかということで、11月26日から動いたようなわけで、反保議員の言われているとおり、それまで一応深日港の開発ばかり言っていましたので、ちょっと不思議やなと思われるのもそのとおりだと思ひます。それで、とりあえず観光立地につい

ては、11月26日に知ったというか、するという事に決めましたので、その点、よろしくお願いたします。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 提案者にお尋ねをいたします。

提案理由の中で、せんだって9月に行われた洲本市との交流のことについて触れておられまして、提案の中では、言葉としては洲本市との交流においても航路を求めていることを確認できたよい機会になったとおっしゃっておられましたけれども、それはどういったことで確認ができたのかということをお聞きしたいと思います。提案の中心的な趣旨から少し外れて申しわけないんですけども、提案理由の中で述べておられましたので、お聞きしたいと思います。あの交流は非常に意義深いことだったなと私も感じておりますし、当日の交流会でも、洲本市の市長とも歓談をさせていただきまして、いい機会だったと思ってるんですが、ただ、私は、あの場では何と、楽しい話はたくさんさせていただけたんですけど、洲本市からこちらに対して航路を求めているということが、あの場では、私自身はちょっと確認できたという事実がございませんので、何かの機会に洲本市のほうからそういった言葉があったとか、そういったことがあったかどうか、先方の意欲があるとすれば、現実味を帯びてくるといいますか、実現性も高いと思うんですけども、事実の確認をさせていただきたいと思ってお尋ねをするものであります。

○田島乾正議長 提案者の和田勝弘君。

○和田勝弘議員 その点につきましては、やはり9月17日の午後ですけど、海風館へ寄ったときの個人的な話というたら個人的になるんですが、一応私も若い時分の副市長さんは、市長さんは鈴木さんかな、副市長さんはだれやったかな、副市長さんの2人のところで話したんですけど、私の若いときのああであり、こうであり、ここで言うては悪いんですけど、例外もありというような話をしまして、そういう話の中で、私が航路をという話をしましたら、それはいいですねという話を聞きましたので、やっぱり副市長さんらも頑張ってくれるんやなと思うので、このように、ここに入れさせてもらったようなわけでございますので、よろしくお願いたします。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今回の特別委員会ですね、深日港の港湾整備並びに観光立地、これは岬町を活性化するために、非常にいい提案だとは思うんです。ところが、全体的に見まして、ちょっと時期尚早かなと、特に観光のほうはね。前回、直近の特別委員会は空港対策企業誘致、これは議員全員で決めたと思うんですよ、特別委員会ね。今回は4人の提案で出してこられて、全然その辺がつかみ切れなかったという点があるんです。私なりに空港じゃなくて、深日港のほうは以前もあ

りましたから、大分深日港の開発についてはいろいろと上昇気流に乗っているのですが、これはいずれは立ち上げなあかんとは思いますが、私的に考えれば、企業誘致もそろそろ落ちつくんじゃないかということがありまして、また来年の役選の後、特別委員会をどうするかというときに、空港対策、深日港と、前のようにやればいいんじゃないかというように感じるわけです。

それと、観光のほうは、先ほどの提案で一部出ていますけれども、やるんなら、私はこう考えてるんです。岬町は自然豊かな数々の古墳群があり、歴史史跡もあり、町で中古自転車を整備して貸し出して、歴史散策もできると。現在の観光案内版も整備する必要もあるだろうと。町独自の散策パンフレットも整備する必要もあるだろうと。それ以外に、みさき公園、淡輪愛宕山、淡輪海水浴場、海釣り公園、とっとパークと道の駅、淡輪青少年センター、淡輪ヨットハーバー、ピアツァ5、現在計画中の二国のバイパス、淡輪付近に新たな道の駅ができるということもありますので、こういう点を行政と淡輪観光協会もあるし、岬町商工会もあるので、時間をかけて、もう少し練って、その上で特別委員会にするかどうかというように、ちょっと手間暇をかけたかどうかと思うんです。その点を提案者、お願いします。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 鍛冶議員の言われていることはよくわかります。2カ月ほど前ですけど、一応こういう観光立地というんですか、私はちょっとはっきり覚えてないんですけど、観光立地を立ち上げたらという話が出たと思うんです。そのときに一度皆で話し合いをして、立ち上げたらどうですかという話になったと思うんです。それをわかりながら、何も話せんと立ち上げたような、十分おわびしたいと思います。それで、なぜ急にこう早くなったかということは、私も深日港ばかり言ってたんですけど、今、言いましたように、町長のお話を聞いたり、洲本市の話も聞いたりいたしますと、やっぱり観光が1位に、私は深日港ですけど、観光はもう2位になってくるんじゃないかな、この観光をこのときに同じ入れさせていただければ、本当に有効な特別委員会になるんじゃないかということで、皆さんとゆっくり話し合いながらせねばいかんとわかりつつ、このように早く出させていただきました。これは、言うのは、やっぱり洲本市とせっかく、9月17日からいうたら、もう3カ月過ぎてきます。ぐずぐずしていると、半年や1年はすぐ過ぎてしまうという気持ちから、一日でも早く立ち上げて、洲本市に行きたいという気持ちから早くさせていただきました。それと、鍛冶議員は、淡輪に愛宕山とか、多奈川には深日と、いろいろ各地の観光のことを言われておると思うんですけど、そういうことを今度立ち上げさせていただきますら、そのほうも、鍛冶議員の言っておられることを頭に入れさせていただき、それに努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 私、全員協議会か全員懇談会でこのお話が出てきたときに、以前にも、言うたら深日港活性化することを目的とした特別委員会があったけれども、結局、審議案件がなかったので、1年間本当に委員会を開くことがなくて、結局は閉じてしまったという経緯があるので、やっぱり言うたら、理事者から審議案件が出てこないことには、これは双方向で、議員が言うだけではできないので、ちょっとしっかり時間をかけて、リンクしてからしたほうがいいのかなどということを言わせていただいて、それも1回も勉強会もないままに、また提案をお聞きしているわけなんですけれども、確かに航路復活したら、あそこに淡路島が見えてるんやから、こんな何も迂回していかんと、こう行けたらいいと思うんやけれども、例えば岬町、コミュニティバスを走らすのに4,000万円から補助金出しているけれども、この航路復活に当たって、一体どれぐらいの岬町としての補助金を考えて、やっぱりそこまで考えて、こういうことも提案してきてると思うんですけれども、提案者、どうでしょうか。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 本当にフェリーを動かすというたら、かなり要ると思うんですけれど、私は最初から岬町ではとても補助はできないと思っております。それで、やっぱり洲本市と友好関係にあり、洲本市のほうからも兵庫県に伝えていただき、こちらは大阪府にお願いをして、これは府と県で補助をしていただかないと、このフェリーというものは動かないと、そういうように思っております。

もう1点、きのうちちょっと町長にここでといったら悪いかもわかりませんが、聞いたかったのは、国土交通省の関係の方から少しアドバイスをもらったというのを言っていたかったんですけど、前に町長さんは、こういう話もあるんやとちらっと聞いたんです。それをもう少しはっきり聞いたかったというのは、海も、例えばそれは相手が島やったら簡単にすぐなるのかわかりませんが、これは島はやっぱり淡路島で、島ですけど、もう少し何も届かない島であつたらいけると思うんですけれど、とりあえず海も道と認められるような話を聞いたと町長さんが言ったように思うんですが、ですから、ここからフェリーを動かして、海でフェリーを動かしますが、これは一応道路とみなして、国から補助が出るという話をちょっと聞いたんですが、それをきのうちちょっと言うてほしかったんですが、それは本当にこれを言っていたきたいんですが、これで船を購入して、あとは委託者に任せて、その委託者があかん場合は国にみてもらえるというんですか、そういうようなやり方もあるというのも聞いています。ですから、本当に今幾ら要るのかなと川端議員さんから聞かれましたが、これ、まだ私、うそは言えませんので、ち

よっと聞いていませんので言いにくいんですが、億は要るのかなとはちょっと思いますけれど、とても岬町ではもちません。だから、府と県と国とで一応ここを動かしたいという気持ちでございまして、よろしく願いいたします。

○田島乾正議長 ただいま提案者からの町長の件に触れた答弁があったんですけど、この件について、一応町長に真意を確認したいと思います。田代町長。

○田代町長 今、和田議員のほうから今回の深日港の整備について、きのう一般質問があった中で話だと思っておりますけれども、実はちょうど一般質問で所用の時間がありましたので、私もかいつまんでしか話をしておりませんけれども、補助の問題、まず離島の問題、今おっしゃっているのは、離島政策、いわば離れてどうしても船を使わなきゃいけない場合については、補助制度というのが設けられておるといことなんですね。それで、岬町の場合は、対岸は淡路島であっても、一つの兵庫県という中にありますので、そういった離島政策は当たらないかなと、このように思っております。そういう中で、補助というのは、まず今からいろんなハードルを越えていかなければいけないのに、そのためには国土交通省の、いわば港湾整備に対する考え方、国には海を渡る海事局、海事局は海事局で船を動かすことの考え方があります。それで、また大阪府の港ですから、大阪府の港として大阪府の考え方、また淡路島は兵庫県に位置していますので、兵庫県の考え方、だから大阪府と兵庫県がお互いにいろんな形で意見交換をやりながら、一つの協議会なり、そういったものを立ち上げていく方法も今検討を進めているわけで、その中に洲本市、岬町がどのような形で今後連携を組んで、お互いの深日港、洲本間の復活、私が申し上げているのは、単なる深日港を復活させるためではなくて、先ほど補助ということをきのう言ったのは、今の大阪府の第二阪和が今、淡輪ランプまで来ている、そして洲本から四国へ流れている道路がございまして。こういった道路をうまく活用するために、洲本と淡路島をつなぐ海の航路を使うことによって、道路をうまく活用できるという一つの法律がございまして、そのための補助制度というのがございます。つまり、例えば船はお金が要る、それに幾らの補助をつけられるか、その事業をやるのにどんな補助があるかといったら、船会社に対する補助は私はないと理解していますが、それはあるかもわからない、私は今のところないと。ただ、この事業をやっていくには、先ほど議員のおっしゃるように応分の負担はあると思います。しかし、それをどこまで少なくして、どんな協議会を立ち上げてやるかというのは、これから進めていく問題でありますので、たまたま議員から一般質問をいただいたので、今までの私のトップセールスとしての考え方を申し上げております。きのう、おとといおいでになった国交省は、岬町が観光、そして災害における支援港、こういったことをしっかりと枠組みをつくるためのこういう問題点がありますよということに対

していろいろなアドバイスをいただいたということで、国も大阪府も前向きに、私どものこの町の熱い思いはある程度理解は示していただいていると理解していただけたらいいかなと思います。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今、連絡協議会というのを町長が言われました。私、この後、町長が言われなくても、やはり第二阪和国道においても連絡協議会を設置されて、そして特別委員会を設置するという、せめてやっぱり洲本市との連絡協議会か何か、そういったものが、足がかりになるものができてから特別委員会を設置しないことには、ちょっと言い方が悪いけれども、開店休業になってしまうような委員会では困るなというのが今の私の率直な意見です。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。竹内邦博君、まずは反対討論。

○竹内邦博議員 今までのいろんな議員の意見を聞かせていただきまして、やはりこの案件につきましては、少し時期が早いんじゃないかと。もう少し時期が練るまで考えていただければと思います。反対といたします。

○田島乾正議長 次に賛成討論、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私のほうから賛成の立場で討論させていただきます。和田議員と調整させていただきました。今回、和田議員のほうから提案していただいたこの特別委員会の設置の件ですが、やはり時期尚早と言われるのが実際早いと言われると、そうではないと自分は判断しております。といいますのは、やはりもうこれも時期が決まっている第二阪和の開通ですね、これが一刻を争う自体だと自分は思っています。27年になってから、近づいて、もう年数が3年から2年、2年から1年半となっていくごとに練れる案件が少なくなってくると思いますし、バイパスが通ったときには、すぐにでも、それまでに準備できたことをどんどん進めていかなければならないと思うので、できるだけ早く進めたいという方向と、やはりもう1点は、深日港が開通すると観光について議論するのは、かなりかぶるというんですか、同じ審議をするといったところがあると思われま。深日港とバイパスとを組み合わせると特別委員会であれば百人力だと思っておりますので、皆さんの賛成をお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 次に、反対討論。川端啓子さん。

○川端啓子議員 反対討論です。私も深日港を活性化することを目的とした委員会を設置すること

は非常に大事なことだと思うんですけども、先ほども質疑の中で言わせていただきましたように、やはりこの委員会というのは、あくまでも行政と議員とが双方向でもってしかこの委員会というのは運用できないということですので、その辺、しっかり皆さんに考えていただいて、この委員会は、以前にこの深日港活性化の委員会は全然審議する場がなかったということだから、やはりもう少し国や府の、先ほど町長も言われていました、災害対策への府や国の動向を見定めながら、しっかりそれまで私たち有志議員でもって勉強会を開いて、そのときにさっと対応できるようにしっかり勉強していきたいと思います。今まだ、これを設置するについては、まだ時期尚早ということで、反対させていただきます。

○田島乾正議長 賛成討論ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 いろいろ問題もあろうかと思いますが、議員提出議案第1号、特別委員会の設置につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

岬町の活性化のために深日港の再開発は大変重要な課題であることは、皆さん方もご承知のとおりであります。本年9月17日に行われました洲本市との交流事業は、本当に大きな効果をもたらしたと私は思っております。洲本市も、岬町と洲本市との交流を強く望んでおり、洲本市長さんも交流による観光産業の振興につながるのではないかとということで、本当にぜひとも観光についても同じように進めてほしいとお話もあったようにも聞き及んでおります。この機会に深日港と観光立地をセットにし、特別委員会で十分協議をやっていけばよいのではないかと考えるところでございます。以前に全員協議会で勉強会をつくってという話もございましたが、勉強会では位置づけもなく、特別委員会で進めていくほうがよりスムーズに進められると思いますので、賛同するものであります。

○田島乾正議長 反対討論ございませんか。出口議員、賛成で。

○出口 実議員 昔からことわざで、鉄は熱いうちに打てということわざがございます。というのはなぜかといいますと、先日も洲本市と岬町が催しを開催されました。その中で、やはり洲本市も今一番困っていることは、観光客の誘致ということが一番のターゲットになっていると思います。そういう中で、やはり洲本市のほうの市長も議員のほうも、やはりそういう中で今現在、熱い思いを持っている中でしたら、やはり早く航路復活と観光誘致をセットにしてやるべきだと私は考えますので、賛成討論といたします。

○田島乾正議長 他に討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成なんですけどいいですか。今回の議員提案については、若干手続上の粗雑さがあつたようには感じるんですけども、提案者の提案理由については、おおむね同意できる内容

であると感じているところでもあります。まちの活気を取り戻すということや地域経済の活性化は住民の強い願いでありますから、そのことに貢献できる可能性があるかと判断しております。

また、質疑や討論の中で、以前設置をしていた深日港にかかわる特別委員会のことに言及がありまして、報告すべき事がらがない状況が続いて解散するということに至ったということもありましたけれども、今回は議員主導で行うという格好で、提案の中でも具体的に検討したい事がら複数上げられておりますし、提案者においては、恐らく具体的に研究したい内容をお持ちであろうということから、私もともに学び、またまちの活性化のために寄与できないかと考えて、賛同する立場であります。

ただ、1点、提案者の提案の説明の中で、政務調査費の使途について触れられていた部分がありまして、確かにこういった問題で政務調査費を使って、熱心に研究されている議員がおられることは承知しておりますけれども、説明の中で、政務調査費の大部分をもって勉強されているのも、この分野のことではないかとおっしゃっておられましたので、私においては、それは当たりません。このことも大いに興味を持っていることではありますけれども、さまざまな分野において研究し、また広報活動も行いながら政務調査費を有効に活用させていただいていると考えておりますので、この点については一言申し添えて、賛同する討論とさせていただきます。

○田島乾正議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なければ、これで討論を終わります。

これより議員提出議案第1号、特別委員会の設置の件について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田島乾正議長 起立少数です。

よって、議員提出議案第1号、特別委員会の設置の件は否決されました。

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんにとっては、委員会付託分の審議についてよろしくをお願いします。

なお、次の会議は、12月21日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3 時 4 0 分 散会)

以上の記録が本町議会平成24年第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年12月5日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 道 工 晴 久

議 員 豊 国 秀 行